（地方税法の一部改正）

**第十一条**　地方税法の一部を次のように改正する。

第五百八十六条第二項第一号の五中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

（公営住宅法の一部改正）

**第十二条**　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）の一部を次のように改正する。

附則第十五項中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

（租税特別措置法の一部改正）

**第十三条**　租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「の期間」を「（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）の期間」に、「次の表」を「同表」に改め、「設備（」の下に「第一項又は」を加え、同項の表第三号を同表第四号とし、同表第二号を同表第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

| | | |
|---|---|---|
| 一　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地域及びこれに準ずる地域として政令で定める地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区 | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |

第四十五条第二項中「の期間」を「（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）の期間」に、「次の表」を「同表」に改め、「設備（」の下に「前項又は」を加え、同項の表第三号を同表第四号とし、同表第二号を同表第三号とし、同表第一号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

| | | |
|---|---|---|
| 一　過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域のうち政令で定める地域及びこれに準ずる地域として政令で定める地域のうち、産業の振興のための取組が積極的に促進されるものとして政令で定める地区 | 製造業その他の政令で定める事業 | 当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |

第六十八条の二十七第二項中「の期間」を「（次の表の第一号の上欄に掲げる地区にあつては、令和三年四月一日から令和六年三月三十一日まで）の期間」に、「次の表」を「同表」に改め、「設備（」の下に「前項又は」を加え、同項の表第三号の上欄中「第三号」を「第四号」に改め、同号を同表第四号とし、同表第二号の上欄中「第二号」を「第三号」に改め、同号を同表第三号とし、同表第一号の上欄中「第一号」を「第二号」に改め、同号を同表第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

| | | |
|---|---|---|
| 一　第四十五条第二項の表の第一号の上欄に掲げる地区 | 同号の中欄に掲げる事業 | 当該地区内において営む当該事業の用に供される設備で政令で定める規模のもの |

（農村地域への産業の導入の促進等に関する法律の一部改正）

**第十四条**　農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）」に改める。

第四条第四項中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改める。

第五条第九項中「過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」に、「第五条第一項の自立促進方針」を「第七条第一項の持続的発展方針」に、「第六条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第十項中「過疎地域自立促進特別措置法第六条第一項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第八条第一項」に、「同条第七項」を「同条第十項」に、「第五項」を「第八項」に改め、「これを」を削る。

（水源地域対策特別措置法の一部改正）

**第十五条**　水源地域対策特別措置法（昭和四十八年法律第百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第六項の表中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十一条第二項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第十三条第二項」に、「過疎地域自立促進特別措置法別表」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法別表」に改める。

（集落地域整備法の一部改正）

**第十六条**　集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改める。

（特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律の一部改正）

**第十七条**　特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第七項中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改める。

（農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の一部改正）

**第十八条**　農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第五条第十項中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正）

**第十九条**　株式会社日本政策金融公庫法の一部を次のように改正する。

別表第五第五号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第二十六条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号）第二十一条」に改める。

（株式会社日本政策金融公庫法の一部改正に伴う経過措置）

**第二十条**　この法律の施行前に前条の規定による改正前の株式会社日本政策金融公庫法の規定により株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金であって旧過疎自立促進法第二十六条に規定する資金に係るものについては、なお従前の例による。

（棚田地域振興法の一部改正）

**第二十一条**　棚田地域振興法（令和元年法律第四十二号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「過疎地域自立促進計画」を「過疎地域持続的発展計画」に改める。